009002\_4\_機能要件\_010個人住民税

009002_4_機能要件_010個人住民税								構成員向け回答欄
項番    枝番   機能名称	機能ID	機能要件	要件修正方針 (追加、修正、削除、 検討)	要対応内容	構成員向け区分(質問・報告)	構成員向け質問	区分	詳細
2	0100009	住民記録情報として以下の情報を取り込みできること。 <住民記録情報> ・筆頭者	要検討	地方団体より以下のご意見を受けました。 ・本項目の実装区分をを実装必須もしくは実装必須(※)に変更して欲しい ご意見を踏まえ、WTにて実装区分を確認させてください。	質問	以下の(1)、(2)についてご回答ください。 (1)以下の①~③の何れが適切かご回答ください。 ①実装区分は標準オプションのまま変更しない ②実装区分を実装必須(※)へ変更する ③実装区分を実装必須へ変更する (2) (1)にて、②もしくは③を選択した場合はその理由をご回答ください。		
1. 1. 8. 2	0100021	住民記録情報として以下の情報を取り込みできること。 <住民記録情報> ・死亡年月日	要検討	地方団体より以下のご意見を受けました。 ・「死亡年月日」項目は使用せず、住基や税務共通にてが定義されている異動年月日や異動事由、消除事由等を用いる想定のため、本機能要件を削除して欲しい。 ご意見を踏まえ、WTにて要否を確認させてください。	質問	以下の(1)、(2)についてご回答ください。 (1)死亡年月日は削除しても事務運用上問題ないでしょうか。 (2)(1)にて、問題ある場合はその理由をご回答ください。		
1. 1. 34		配偶者、被扶養者及び専従者等の関連付けを行い、世帯の管理(設定・保持・修正)ができること。 また、所得金額調整控除の対象となる者で、他の納税者の扶養親族等とされている、「扶養控除」または「障害者控除」の対象とならない扶養親族であって、特別障害者または23歳未満である者についても同様の関連付けによる管理(設定・保持・修正)ができること。	修正	地方団体より以下のご意見を受けました。 ・世帯情報の個別、一括作成機能について機能要件に明記してほしい ご意見を踏まえ、「要件の考え方・理由」を以下のとおりに修正します。 修正前: 課税業務に必要な世帯情報を把握するための機能であり、住民記録情報の世帯とは別に、世帯外や住登外の被扶養者、配偶者についても管理する機能を実装必須機能としている。 修正後: 課税業務に必要な世帯情報を把握するための機能であり、住民記録情報の世帯とは別に、世帯外や住登外の被扶養者、配偶者についても管理する機能を実装必須機能としている。 また、個別及び一括にて世帯を管理することを想定している。	報告			
1. 1. 47 1	0100071	事業所情報には、基本情報を管理(設定・保持・修正)できること。 なお、特別徴収義務者指定番号は、自動付番のほかに、個別指定にも対応すること。 〈基本情報〉 ・法人番号(個人事業主の場合は個人番号) ・事業所名(漢字・カナ・アルファベット・数字・ふりがな) ・連絡先 ・所在地 ・送付先 ・メールアドレス ・個人事業主・法人の区分 ・電子申告 ・特別徴収義務者指定番号 ・eLTAXの納税者ID	修正	地方団体より以下のご意見を受けました。 ・同一事業者で複数の納税者IDが登録できるよう機能を追加して欲しい ご意見を踏まえ、機能要件を以下の通りに修正します。 ・eLTAXの納税者ID(※同一事業者にて複数の納税者IDが登録できること)	報告			
2		個人住民税申告書を以下の条件を指定し、作成できること。データで一括出力もできること。 <抽出条件> ・「前年住民税申告書提出有無」「前年度の優先資料が個人住民税申告書であること」「所得種類(農業所得・営業所得・不動産所得の区分)」「更正事由」「転入・出時期(年月日での期間指定)」の指定	要検討	地方団体より以下のご意見を受けました。 ・本項目の実装区分をを実装必須もしくは実装必須(※)に変更して欲しい ご意見を踏まえ、以下の機能要件についは実装必須機能とします。 「前年住民税申告書提出有無」 その他の項目はWTにて実装区分を確認させてください。	質問	以下の(1)、(2)についてご回答ください。 (1)各項目の実装区分は何れが適切か判断いただいた上、必要に応じてそれぞれの項目の実装区分をご回答ください。 ①実装区分は標準オプションのまま変更しない ・前年度の優先資料が個人住民税申告書であること ・所得種類(農業所得・営業所得・不動産所得の区分) ・更正事由 ・転入・出時期(年月日での期間指定) ②実装区分を実装必須(※)へ変更する ③実装区分を実装必須へ変更する (2)(1)にて、②もしくは③を選択した場合はその理由をご回答ください。		
2. 1. 9.	0100287	<del>所得税と異なる課税方式の選択した住民税申告書について、配当所得及び株式等譲渡所得の課税方式に関する判定が行えること。その場合住民税の翌年度繰越損失を保持できること。</del>	削除	本機能要件を削除します。 ※本来2.1版時に削除されているべき機能要件のため	報告			
2. 1. 37	0100319	最新の課税台帳の情報から、全額控除となる寄附金額の上限を算定できること。	要検討	地方団体より以下のご意見を受けました。 ・本項目の実装区分をを実装必須もしくは実装必須(※)に変更して欲しい ご意見を踏まえ、WTにて実装区分を確認させてください。	質問	以下の(1)、(2)についてご回答ください。 (1)以下の①~③の何れが適切かご回答ください。 ①実装区分は標準オプションのまま変更しない ②実装区分を実装必須(※)へ変更する ③実装区分を実装必須へ変更する (2) (1)にて、②もしくは③を選択した場合はその理由をご回答ください。		
2. 1. 63	0100325	所得税の生命保険料控除から支払額をシステムで算定し、その支払額から住民税の生命保険料控除を作成し、税額計算に反映できること。	要検討	地方団体より以下のご意見を受けました。 ・本項目の実装区分をを実装必須もしくは実装必須(※)に変更して欲しい ご意見を踏まえ、WTにて実装区分を確認させてください。	質問	以下の(1)、(2)についてご回答ください。 (1)以下の①~③の何れが適切かご回答ください。 ①実装区分は標準オプションのまま変更しない ②実装区分を実装必須(※)へ変更する ③実装区分を実装必須へ変更する (2)(1)にて、②もしくは③を選択した場合はその理由をご回答ください。		
3. 2. 1. 1 調査情報管理	0100420	各種調査の調査結果を管理(設定・保持・修正)できること。  《各種調査> 【対象: 納税義務者】 ・本人特定のための調査 ・被扶養、同一生計配偶者及び所得金額調整控除対象扶養親族等の特定のための調査 ・課税対象者、被扶養者、同一生計配偶者及び所得金額調整控除対象扶養親族等の障害情報の確認のための調査 【対象: 被扶養者、同一生計配偶者及び所得金額調整控除対象扶養親族等。 ・障害情報の確認のための調査 ・障害情報の確認のための調査 【対象:特別徴収義務者】 ・課税対象者特定のための調査 ・球扶養、同一生計配偶者及び所得金額調整控除対象扶養親族等の特定のための調査 ・被扶養、同一生計配偶者及び所得金額調整控除対象扶養親族等の所得の確認のための調査 ・課稅対象者、被扶養、同一生計配偶者及び所得金額調整控除対象扶養親族等の障害情報の確認のための調査 「対象:地団体】・被扶養、同一生計配偶者及び所得金額調整控除対象扶養親族等の障害情報の確認のための調査(被扶養者が管外の居住者の場合)・被扶養、同一生計配偶者及び所得金額調整控除対象扶養親族等の障害情報の確認のための調査(被扶養者が管外の居住者の場合)・情報提供ネットワークシステムで照会し、その結果を取り込み、管理(設定・保持・修正)できること。 【対象:法定調書の内、個人が特定できなかったものの調査	要検討	地方団体より以下のご意見を受けました。 【対象:納税義務者] ・家屋敷・事業所課税に該当する事業所の有無等に関する確認のための調査 ・税務署へ連絡が必要な被技養者等に関する調査 ・寡婦の事由等に関する確認のための調査 を追加していただきたい。  ご意見を踏まえ、機能要件の追加についてWTにて確認させてください。	質問	各構成員においては以下の(1)、(2)について、要否をご回答ください。 (1)赤字の追加機能に関して、必要な管理項目の番号をお答えください。 (3つとも必要な場合は①②③とご回答ください) ①家屋敷・事業者課税に関する調査機能の実装要否 ②税務署調査に関する調査機能の実装要否 ③寡婦調査に関する調査機能の実装要否 (2)(1)の追加理由をそれぞれご回答ください。 ※メモ機能にて充足していると考える場合はその旨ご回答ください。		

項番	枝番	機能名称	機能ID	機能要件	要件修正方針 (追加、修正、削除、 検討)	対応内容	構成員向け区分(質問・報告)	構成員向け質問	区分	詳細
3. 3. 15			0100691	森林環境税の納税義務者からの免除申請に基づく、免除要否を管理できること。	要検討	APPLICより以下のご意見を受けました。 ・機能ID:0100426では個人住民税の許可を決定した事実に関する管理であり、森林環境税についても同様に許可のみの管理項目としてほしい。 ご意見を踏まえ、機能要件の修正についてWTにて確認させてください。 【参考 機能ID:0100426】 減免の許可を決定した事実を管理(設定・保持・修正)できること。	質問	各構成員においては以下の(1)~(4)について、要否をそれぞれご回答ください。 (1)個人住民税に関する減免の否認についても管理する必要がありますでしょうか。 (2)(1)の理由をご回答ください。 (3)森林環境税に関する免除の否認についても管理する必要がありますでしょうか。 (4)(3)の理由をご回答ください。 ※森林環境税について「許可を決定した事実」の管理のみで問題ない場合は (4)にてその旨回答下さい。		
3. 6. 31			0100505	当初課税時の計算方法と同様に、併用徴収時の税額を算定できること。	修正	備考欄の記載事項「各地方団体の裁量による対応を可とすべきとのご意見を考慮する場合の税務共通の記載方針と合わせ、詳細な税額計算方法記載しないこととした。」を削除します。 ※本来2.0版時に削除するべき記載事項のため	す 報告			
4. 6. 1.	発	<b>発行情報管理</b>		税額等の課税情報と他業務システムに連携する場合、通知書の発行対象分については、連携を可とする時点を各種通知書をシステムからの出力日の経 過後とするか、発送日(発付日)の経過後とするかを選択できること。	修正	地方団体より以下のご意見を受けました。 ・標準仕様書上にて他システムへの連携可能日を定義することは過剰な機能要件であるため、各自治体にて判断する旨の定義へ修正して欲しい  ご意見を踏まえ、機能要件を以下のとおりに修正します。  修正前: 税額等の課税情報と他業務システムに連携する場合、通知書の発行対象分については、連携を可とする時点を各種通知書をシステムからの連携日を出力日の経過後でするか、発送日(発付日)の経過後とするかを選択できること。  修正後: 税額等の課税情報と他業務システムに連携する場合、通知書の発行対象分については、連携を可とする時点を各種通知書をシステムからの連携目を出力目の経過後でするか、発送日(発付日)の経過後とするかシステムからの連携日を選択できること。	て と 報告 て <del>と</del>			
5. 1. 23				各種照会文書の通知文に根拠法令を印字できること。 なお、帳票要件で規定している帳票名称と根拠法令の対応を以下に例示する。 〈根拠法令の対応(一例)〉 当初課税資料確認用文書:地方稅法第298条 課稅に係わる住所等について(照会・回答):地方稅法第298条 住養外扶養照会通知(照会):地方稅法第298条 扶養親族の状況について(照会) [事業所] : 地方稅法第298条 扶養親族の所得状況等について(照会・回答):地方稅法第298条 所得任会書(事業所・家屋敷課稅者):地方稅法第298条 所得任会書(事業所・家屋敷課稅者):地方稅法第298条 重複任義報告確認照会文書/則世帯):地方稅法施行令第48条の9の10 重複扶養申告確認照会文書(別世帯):地方稅法施行令第48条の9の10	修正	誤記により、一部の機能要件を以下のとおりに修正します。 修正前: 当初課税資料確認用文書:地方税法第298条 課税に係わる住所等について(照会・回答):地方税法第298条 住登外扶養照会通知(照会):地方税法第208条 扶養調査に関する照会文書:地方税法第298条 扶養親族の状況について(照会)【事業所】:地方税法第298条 扶養親族の所得状況等について(照会・回答):地方税法第298条 所得照会書(事業所・定屋敷課税者):地方税法第298条 所有照金文書(同世帯):地方税法施行令第48条の9の10 重複扶養申告確認照会文書(別世帯):地方税法施行令第48条の9の10 「重複扶養申告確認照会文書(別世帯):地方税法施行令第48条の9の10 「主後、当初課税資料確認用文書:地方税法第298条 課税に係わる住所等について(照会・回答):地方税法第298条 扶養親族の状況について(照会・回答):地方税法第298条 扶養親族の状況について(照会・回答):地方税法第298条 扶養親族の状況について(照会・回答):地方税法第298条 扶養親族の所得状況等について(照会・回答):地方税法第298条 扶養親族の所得状況等について(照会・回答):地方税法第298条 大養親族の所得状況等について(照会・回答):地方税法第298条 大養親族の所得状況等について(照会・回答):地方税法第298条 大養親族の所得状況等について(照会・回答):地方税法第298条 大養親族の所得状況等について(照会・回答):地方税法第298条 所得照会書(事業所・家屋敷課税者):地方税法第298条 重複扶養申告確認照会文書(同世帯)の地方税法施行令第46条の3 重複扶養申告確認照会文書(別世帯)の地方税法施行令第46条の3	報告			
8. 1. 2.	1 検	<b>食索条件</b>	0100670	下記の検索項目での検索ができること。  〈検索項目>  ・氏名(カナ・漢字・アルファベット、外国人通称名、併記名) ・旧姓(カナ・漢字・アルファベット) ・事業所名(カナ・漢字・アルファベット) ・課税対象となる年度 ・生年月日 ・性別 ・住民所(現住所、賦課期日住所) ・旧住所 ・住民番号 ・通知書番号 ・個人番号 ・透入番号 ・事業所の指定番号 ・特別徴収の税額決定通知書で使用している宛名番号 ・もにTAKの納税者1D ・口座番号 ・ロ匠番号 ・ロ座番号 ・ロ座番号 ・口座番号 ・口座番号 ・口座番号 ・口座番号 ・口座名義人名(カナ) ・住民区分(任登外・日本人・外国人) ・課税資料(資料番号・資料名)	修正	地方団体より以下のご意見を受けました。 ・世帯番号、基礎年金番号を検索項目に追加して欲しい ご意見を踏まえ、機能要件を以下の通りに修正します。 修正前: 下記の検索項目での検索ができること。 〈検索項目〉 ・課税資料(資料番号・資料名) 修正後: 下記の検索項目での検索ができること。 〈検索項目〉 ・課税資料(資料番号・資料名) ・世帯番号 ・基礎年金番号	報告			